(参考資料7)

新旧対照条文 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令 目次

| \circ | 0 | \circ | 烘 | 0 |
|---|---|--|---|---|
| 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則(平成五年厚生省令第四十三号)(第三条関係)・・・・・・・・・10 | 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 老人福祉法第二十八条の三に規定する業務を行う者を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第四十六号)(第一条関係)・・・・2 | 第四十五号)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八条に規定する業務を行う者を指定する省令(平成十三年厚生労働省令 |

新旧対照条文 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

0 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八条に規定する業務を行う者を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第四十五号

(第一条関係)

(傍線の部分は改工部分)

| (廃 止) | |
|--|---|
| | 改 |
| | 正 |
| | 案 |
| | |
| | |
| A | |
| 規定する業務を行う: 一川 | 現 |
| A 称 | 行 |
| 指定する。 おおおおおおおおおおおます。 おおおいます。 おおいます。 おおいます。 おいます。 おいまする まいます。 まいます。 まいます。 まいます。 まいます。 まいます。 まいまする | |

0 (第一条関係) 老人福祉法第二十八条の三に規定する業務を行う者を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第四十六号)

| | | | | | | | | | | () 上 上 | |
|-----|----------|-------------------|----------|----------|--------|----------|----------|---------|---------------|----------------------------|---|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | • | | | | | 改 |
| | | | | | | | | | | | 正 |
| | | | | | | | | | | | 案 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| いう。 | 設立 | ター | 老人 | + | 和四 | 開系 | 財 | |]する | 老 | |
|) | 設立された法人を | ターという名称で | 老人福祉開発セン | 十六日に財団法人 | 和四十九年一 | 開発センター | 財団法人長寿社会 | 名称 | する業務を行う者 | 老人福祉法 | |
| | 人を | 称で | セン | 法人 | 月二号 | 昭 | 会 | | う者とし | (昭 和 三 | |
| | | | | | , | 丁目八釆 | 東京都港区虎ノ門 | 住 | て次の生 | 一十八年 | 現 |
| | | | | | | 三丁目八番二十一 | 虎ノ門 | 所 | として次の法人を指定する。 | 公律 第 百二 | |
| | | | | | 别 | | 東京都洪 | 事務証 | 正する。 | 二十三号 | 行 |
| • | | | | | | 三丁目八番二十一 | 東京都港区虎ノ門 | 事務所の所在地 | | (昭和三十八年法律第百三十三号)第二十八条の三に規定 | |
| | | 74 To 10 40 40 40 | | | | | | | | 八条の三 | |
| | | | | | | 月二十九日 | 平成二年八 | 指定の日 | | に規定 | |

(傍線の部分は改正部分)

(第二条関係)一老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)

| 改 | 正 | 案 | 現 行 |
|-----------------|----|---|----------------------------------|
| | | | (指定の基準) |
| 第七条の二から第二十条の二まで | 削除 | | 第七条の二 法第二十八条の二第一項に掲げる基準に適合する場合は、 |
| | | | 次の各号のいずれにも該当する場合とする。 |
| | | | 一 法第二十八条の二第一項第一号の計画が、各都道府県において老 |
| | | | 人健康保持事業を行う者との連携の上に策定された全国的な規模で |
| | | | 実施される事業に関する計画を含んでいるものであつて、法第二十 |
| | | | 八条の三に定める業務を適正に実施するものであること。 |
| | | | 二 次のイからハまでのいずれにも該当し、法第二十八条の二第一項 |
| | | | |

三

等を行うために必要な組織、

すること。

かつ緊密な連絡調整を行うために必要な組織、

職員等の体制を有

各都道府県において老人健康保持事業を実施する者との継続的

法第二十八条の三に規定する業務以外の業務を行っている場合に

老人健康保持事業を実施する者に対する助成に係る適正な審査

職員等の体制を有すること。

笙

(傍線の部分は改正部分)

3

基礎を有すること。

1

要な組織、職員等の体制を有すること。

法第二十八条の三に規定する業務を全国的に展開するために必

第一号の計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的

不公正になるおそれがないこと。
は、当該業務を行うことにより法第二十八条の三に規定する業務が

(助成の基準)

『という。)は、次に掲げる基準 に該当するものでなければならない』という。)は、次に掲げる基準 に該当するものでなければならない業務」という。)に係る助成の対象となる事業(以下「助成対象事業第八条 法第二十八条の四第一項に規定する助成業務(以下単に「助成第八条

- のため、必要かつ効果的であると認められること。人健康保持事業(以下単に「老人健康保持事業」という。)の振興し、財成対象事業を実施することが、法第十三条第一項に規定する老助成対象事業を実施することが、法第十三条第一項に規定する老
- ることが確実に見込まれるものであること。 こと又は助成対象事業の成果が二以上の都道府県において活用され 助成対象事業が二以上の都道府県において実施されるものである
- イ 老人健康保持事業に従事する者の養成事業又は研修事業三 助成対象事業が次のいずれかに該当するものであること。
- ロ 老人健康保持事業の開発事業及び普及事業
- び普及事業
 ハ 老人健康保持事業の実施のために利用される施設の開発事業及
- 二 その他老人健康保持事業の振興上必要と認められる事業

れること。
つ、当該資金を他の方法により調達することが困難であると認めら
四、助成対象事業を行うのに相当程度の資金を要するものであり、か

(業務規程の記載事項)

|第九条| 法第二十八条の五第三項の業務規程に記載すべき事項は、次の

とおりとする。

- 一 助成対象事業の選定の方法に関する事項
- 二 助成業務に係る助成の申請及び決定の手続きに関する事項
- 三 助成業務の監査に関する事項

四前三号に掲げるもののほか、助成業務の実施に関し必要な事項

(経理原則)

の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない法人」という。) は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産第十条 法第二十八条の二第二項に規定する指定法人(以下単に「指定

C

(区分経理の方法)

成業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。第十八条第三項において「助成業務特別勘定」という。)を設け、助第十一条 指定法人は、助成業務に係る経理については、特別の勘定(

(事業計画書等の認可の申請)

書及び収支予算書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならないする事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、事業計画を受けようとするときは、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属第十二条 指定法人は、法第二十八条の六第一項前段の規定による認可

(事業計画書の記載事項)

第十三条 法第二十八条の六第一項の事業計画書には、次に掲げる事項 |

に関する計画を記載しなければならない。

助成業務に関する事項

ものを除く。 法第二十八条の三各号に掲げる事業に関する事項(前号に掲げる

(収支予算書)

第十四条(収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはそ の目的に従つて区分するものとする。

(事業計画等の添付書類)

第十五条 指定法人は、法第二十八条の六第一項前段の規定による認可 を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない

\ \<u>\{</u> 略)

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第十六条 を添付しなければならない。 ようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出 計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、変更し 二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類 しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第 指定法人は、法第二十八条の六第一項後段の規定により事業

(予備費等)

第十七条 指定法人は、予見することができない理由による支出予算の 不足を補うため、収支予算書に予備費を設けることができる。

は、第十四条の規定による区分にかかわらず、相互流用することがで使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるとき2 指定法人は、支出予算については、収支予算書に定める目的の外に

きる。

ければならない。
、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなて厚生労働大臣の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由は一指定法人は、前項の規定により予算の流用又は予備費の使用に つい

(予算の繰越し)

2 指定法人は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労したときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越しを必要とする理由及びしたときは、前項ただし書の規定による承認を受けようとするとき

(事業報告書等の承認の申請)

|第十九条||指定法人は、法第二十八条の六第二項の規定による承認を受| ければならない。 対照表、収支決算書及び財産目録を厚生労働大臣に提出して申請しな けようとするときは、 毎事業年度終了後三月以内に事業報告書、貸借

(収支決算書)

第二十条 法第二十八条の六第二項の収支決算書は、 の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を示さなければな 収支予算書と同

らない。

収入

イ 収入予算額

収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

三| 支|出

支出予算額

前事業年度からの繰越額

予備費の使用の金額及びその理由

流用の金額及びその理由

支出予算の現額

支出決定済額

翌事業年度への繰越額

不用額

(身分を示す証明書)

第二十条の二 法第二十八条の十二第一項の規定により質問又は立入検 査を行う当該職員は、その身分を示す別記様式第三による証明書を携

帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければなら

(第三条関係) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則(平成五年厚生省令第四十三号)

(傍線の部分は改正部分)

| | | | | (削る) | |
|---|-----|--|--|---|-----|
| | | | | | |
| | | | | | 改 |
| | | | | | 正 |
| | | | | | 案 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 関する業務を行うために必要な組織、職員等の体制を有することに必要な組織、職員等の体制を有すること。に必要な組織、職員等の体制を有すること。関する情報を収集、整理及び分類し、当該情報の提供を行うため関する | こと。 | こと。 するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められるするに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められる二、次のイから二までのいずれにも該当し、前号の計画を確実に遂行 | 『の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであることの事項についての業務の実施に関し、職員、業務の方法その他一 法第八条に規定する業務の実施に関し、職員、業務の方法その他 | おりとする。第三条の二(法第七条第一項の規定による指定の基準は、次に掲げると(指定の基準) | 現 行 |

Ξ 業務を行うことにより法第八条に規定する業務が不公正になるおそ 法第八条に規定する業務以外の業務を行っている場合には、 当該

(助成の基準)

れがないこと。

第四条 いう。) に係る助成の対象となる事業 (以下「助成対象事業」という 法第九条第一項に規定する助成業務(以下単に「助成業務」と

)は、次に掲げる基準に該当するものでなければならない。

研究開発又は普及のため、必要かつ効果的であると認められること 助成対象事業を実施することが、法第二条に規定する福祉用具の

ることが確実に見込まれるものであること。 こと又は助成対象事業の成果が二以上の都道府県において活用され 助成対象事業が二以上の都道府県において実施されるものである

三 助成対象事業を行うのに相当程度の資金を要するものであり、 れること。 つ、当該資金を他の方法により調達することが困難であると認めら

する。

助成対象事業の選定の方法に関する事項

第五条 法第十条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりと

(業務規程の記載事項)

助成業務に係る助成の申請及び決定の手続に関する事項

助成業務の監査に関する事項

前三号に掲げるもののほか、助成業務の実施に関し必要な事項

(経理原則)

び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。いう。) は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及第六条 法第七条第二項に規定する指定法人(以下単に「指定法人」と

(区分経理の方法)

業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。 十四条第三項において「助成業務特別勘定」という。)を設け、助成第七条 指定法人は、助成業務に係る経理については、特別の勘定(第

(事業計画書等の認可の申請)

支予算書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。 年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、事業計画書及び収うとするときは、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業第八条 指定法人は、法第十一条第一項前段の規定による認可を受けよ

「条」法第十一条第一項の(事業計画書の記載事項)

| 計画を記載しなければならない。| 第九条 法第十一条第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に関する

助成業務に関する事項

(収支予算書)

|第十条| 法第十一条第一項の収支予算書は、収入にあってはその性質、|

支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

(事業計画等の添付書類)

ようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。 第十一条 指定法人は、法第十一条第一項前段の規定による認可を受け

一~三 (略)

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第十二条 指定法人は、法第十一条第一項後段の規定により事業計画書 第十二条 指定法人は、法第十一条第一項後段の規定により事業計画書

(予備費等)

不足を補うため、収支予算書に予備費を設けることができる。第十三条 指定法人は、予見することができない理由による支出予算の

ければならない。
、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しな、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由

(予算の繰越し)

大臣の承認を受けなければならない。

生労働大臣が指定する経費の金額については、あらかじめ、厚生労働、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、厚支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは第十四条 指定法人は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に

動大臣に提出しなければならない。指定法人は、第一項の規定により助成業務特別勘定に係る繰越しを金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。指定法人は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするとき

(事業報告書等の承認の申請)

ならない。
、収支決算書及び財産目録を厚生労働大臣に提出して申請しなければ、収支決算書及び財産目録を厚生労働大臣に提出して申請しなければとするときは、毎事業年度終了後三月以内に事業報告書、貸借対照表生 指定法人は、法第十一条第二項の規定による承認を受けよう第十五条 指定法人は、法第十一条第二項の規定による承認を受けよう

(収支決算書)

により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を示さなければならない第十六条 法第十一条第二項の収支決算書は、収支予算書と同一の区分

収入

収入予算額

収入決定済額

収入予算額と収入決定済額との差額

三支出

支出予算額

前事業年度からの繰越額

予備費の使用の金額及びその理由

流用の金額及びその理由

支出決定済額 支出予算の現額

翌事業年度への繰越額

不用額

(身分を示す証明書)

職員は、その身分を示す別記様式第三による証明書を携帯し、かつ、

関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十七条 法第十七条第一項の規定により質問又は立入検査を行う当該

15